

第7次 矢巾町総合計画 基本構想



目 次

第1章 総論	3
第1節 矢巾町の概況	3
第2節 総合計画策定にあたり	5
第3節 まちづくりの主要課題	7
第2章 基本構想	9
第1節 基本理念と将来像	9
第2節 まちづくりの指標	10
第3節 まちづくりの方針（施策の大綱）	13
第4節 施策の体系	22

第1章 矢巾町の概況

第1節 矢巾町の概況

1. 位置と地勢等

本町は岩手県中央部に位置し、県庁所在地である盛岡市の南に隣接する、面積が67.32km²の、のどかな山と田園風景が広がる里と人が共存するコンパクトな町です。

本町の西部には標高848mの南昌山がそびえ、東は日本有数の河川である北上川が流れています。

本町の中央部は平坦地であり、稲作に適した自然条件をそなえる県央の優良農地が広がる田園地帯となっています。

本町の町名である「矢巾」の由来は、「前九年の役で、源頼義が安倍貞任を討つため矢をつくる矢羽根（ヤバネ）を集めさせたことから」という説や、「谷端場」「谷端間」の意味で、段差のある湿地の法面のこと」という2つの説があります。（※岩手県「いわての文化情報大辞典」より）

2. 本町のあゆみ

町村制が施行された明治22年（1889年）には紫波郡煙山村（旧・煙山村、赤林村、上矢次村、下矢次村、南矢幅村、北矢幅村、広宮沢村、又兵衛新田村が合併）、紫波郡徳田村（土橋村、高田村、藤沢村、間野々村、北郡山村、東徳田村、西徳田村、高水寺村の一部が合併）、紫波郡不動村（室岡村、岩清水村、太田村、白沢村、北伝法寺村、和味村が合併）の3村が成立し、昭和30年（1955年）の昭和の大合併では徳田村、煙山村、不動村が合併し、紫波郡矢巾村となりました。

昭和41年（1966年）には矢巾村が町制施行し、紫波郡矢巾町となり今日に至っています。

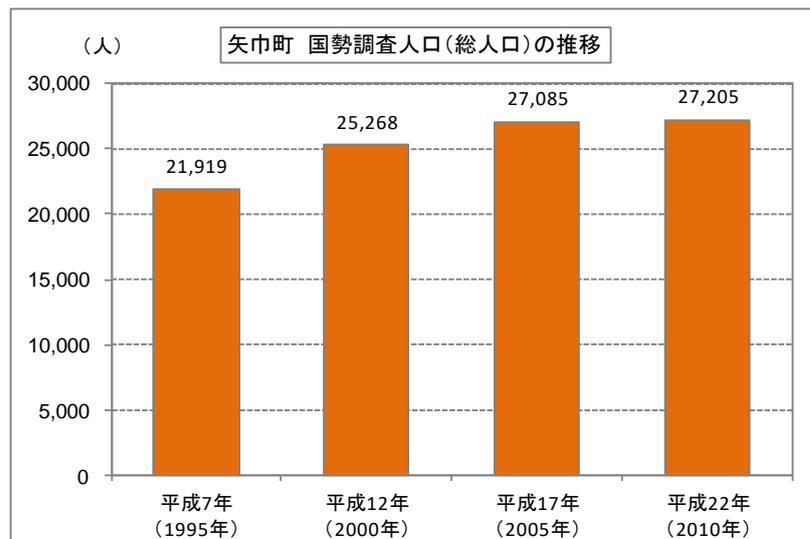
本町は古くから徳田米の産地として有名ですが、昭和45年（1970年）以降、徐々に市街化が進み、東部地区には下田工業団地が整備されたほか、西部地区には岩手流通センターや西部工業団地、ウエストヒルズ広宮沢が整備され企業の進出が進んでおります。また、町中心部では駅周辺の土地区画整理事業や民間による宅地造成により、宅地化と商業施設の集積が進む一方で、岩手医科大学の総合移転事業が進み、県内における高度医療の拠点地域として更なる発展が期待されています。

3. 人口等の推移と動向

本町の総人口は平成7年（1995年）に21,919人でしたが、その後、盛岡市のベッドタウンとしての色合いを強め、平成12年（2000年）には25,268人に、平成17年（2005年）には27,085人を数え急激な増加を示しました。

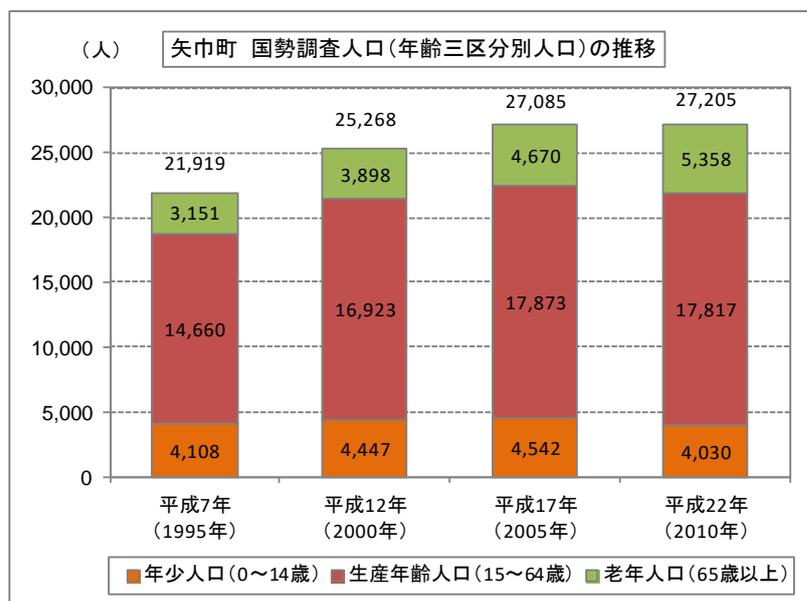
しかし、平成22年（2010年）には27,205人と増加の度合いは鈍化傾向にあります。

〔総人口の推移（国勢調査）〕



年齢三区分別人口では、年少人口と生産年齢人口は平成17年（2005年）まで増加していたものの、平成22年（2010年）には減少に転じています。また、老年人口は平成7年（1995年）から平成22年（2010年）にかけて増加傾向にあります。

〔総人口の推移（国勢調査）〕



第 2 節 総合計画策定にあたり

1. 計画策定の主旨

これまで総合計画は、市町村の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための方向性を示すものとして地方自治法に基づき基本構想を定めることとされており、本町の「総合計画」は基本構想、基本計画及び実施計画で構成され、まちづくりの上位計画に位置づけ、目指すべき将来像を明確に定め、計画の推進を図ってきました。

そのような中で、平成 23 年（2011 年）8 月 1 日に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、これまで義務付けられていた基本構想の策定については、市町村の判断に委ねられることとなりました。

これにより、基本構想を含む総合計画の作成は市町村の判断で決定すべきこととなりましたが、本町では第 7 次総合計画のあり方について、町議会の議決も含め、改めて総合計画の位置づけと内容を見直し、住民との協働によるまちづくりを計画的・継続的に推進するための指針として、総合計画を策定することとしました。

2. 計画の役割と位置づけ

「第 7 次矢巾町総合計画」が担う役割と位置づけは、以下のとおりです。

- (1) 長期的観点から、本町が目指すべきまちづくりの基本理念と将来像を明らかにします。
- (2) 基本理念と将来像を実現するための施策の大綱を明らかにします。
- (3) 住民、事業者、行政が一体となって行うまちづくりについてそのあり方、期待する方向性を明らかにします。
- (4) 基本計画をはじめとする町の諸計画の上位に位置づけるものです。
- (5) 本町の行財政運営の基本指針となります。
- (6) 国及び県との対等な関係の中で密接な連携のもとに施策の展開を図ることとします。

3. 計画の構成と期間

「第 7 次矢巾町総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成し、それぞれの内容と期間は次のとおりです。

第1章 総論

【基本構想】

時代の潮流と町の特性や資源を踏まえ、本町の課題を明らかにした上で、めざすべき将来像を描き、その達成のための基本的な考え方とまちづくりの基本方針（施策の大綱）を明らかにします。

計画期間は、平成28年（2016年）度を初年度とし、平成35年（2023年）度を目標年度とする8年間とします。

【基本計画】

基本構想で定めた将来像とまちづくりの基本方針を受けて、その実現に必要な基本的な施策を分野別に体系化し、内容を明らかにします。

基本計画は、設定する施策が時代環境や社会経済情勢の変化に適切に対応するよう、基本構想の中間年度に見直しを図るものとします。

そのため、前期基本計画と後期基本計画に分けることとし、平成28年（2016年）度から平成31年（2019年）度の前期基本計画（4か年計画）と、平成32年（2020年）度から平成35年（2023年）度の後期基本計画（4か年計画）とします。

【実施計画】

基本計画で体系化した施策を具体的に示し、それぞれの優先度や実効性を配慮し、推進すべき内容の実施年度、事業量、実施主体、財源内訳などを明らかにします。

計画期間は基本計画と同様としますが、前年度に次年度の内容を精査することとし、まちづくりの動向や財政状況に対応して実効性の確保に努めます。

〔基本構想・基本計画期間〕

年度	28	29	30	31	32	33	34	35
基本構想	■	■	■	■	■	■	■	■
基本計画（前期）	■	■	■	■				
基本計画（後期）					■	■	■	■
実施計画（前期）	■	■	■	■				
実施計画（後期）					■	■	■	■

『計画の見直し』

基本構想、基本計画及び実施計画の計画期間は上に示したとおりですが、まちづくりを推進する上で必要となった場合、計画の見直しをすることがあります。

第3節 まちづくりの主要課題

本町はこれまで自然環境との調和に配慮しながらまちづくりを進めてきました。

都市化を進める契機となった昭和40年代の企業の立地と、それと並行して供給が進んだ宅地の増加により発展してきましたが、昭和60年代から平成の初期における公共施設の整備・集積や土地区画整理事業の着手により都市としての顔づくりが一層進み、それに合わせて人口も着実に増加してきました。

しかし、本町を取り巻く時代環境や社会情勢の大きな変化とともに、これまで進めてきたまちづくりが大きな転換点を迎えています。今後8年間のまちづくりの課題への取り組みが、本町の将来の持続に大きく影響するといえます。

1. 今後の発展を着実なものとする「まち」づくりの推進

平成2年度から施行されてきた矢幅駅東地区土地区画整理事業が完了し、その間に大規模小売店舗を含む矢巾ショッピングセンターの開店により本町の商業環境の充実が図られました。

また、矢幅駅前複合施設を含めた矢幅駅周辺の市街地整備が進んでいます。

平成17年（2005年）には岩手医科大学総合移転整備事業がスタートし、平成19年（2007年）には岩手医科大学矢巾キャンパスの開設、平成23年（2011年）には、医学部・歯学部・薬学部の医療系三学部を同一キャンパスに揃えた医療系総合大学の開始、平成28年（2016年）には、看護学部の新設、そして平成31年（2019年）には新附属病院の開院が進められており、県内における高度医療の拠点として本町の交流人口が大きく増加することが予想されます。また、平成29年（2017年）度には岩手県立療育センターが移転し、医療と福祉のエリアとしてのさらなる発展が期待されています。

しかし、本町への人の流れがますます大きくなることが予想される中で、その受け皿としての「まち」づくりを進めることができなければ、将来にわたり持続の可能性が小さくなると懸念されます。社会環境の変化への対応を確実に進めることにより、人口減少対策や地域経済の一層の活性化を着実に進め、現実化していくことが必要です。

2. まちの発展を支える「ひと」づくりの推進

平成20年（2008年）以降、国全体が本格的な人口減少時代に入った中、平成22年（2010年）に27,205人を数えた本町の人口も、少子化が進むことにより、適切な対応を取ら

なければ今後減少の一途をたどると見込まれています。人口の減少は本町の活力を奪い、自治力の弱体化にもつながることになります。

住民の行政への期待は高齢者福祉や道路等の生活環境の充実、子育て支援の強化に多くあらわれていますが、これまで福祉のまちづくりを積極的に進め、高齢者も安心して暮らせる環境づくりに努めてきました。今後老年人口の急激な増加も見込まれることから、高齢になっても健康に暮らせる健康寿命の延伸を図ることが必要です。

その一方で、家庭や地域における子育て機能の低下が懸念される中で、安心して子どもを産み育てることができる環境の充実が求められています。それと併せて、女性が積極的に社会の中で活動できる環境づくりも必要となっています。

また、本町には県内初の本格的音楽ホールである「田園ホール」があり、住民による手作り舞台「矢巾町民劇場」の公演のほか、田園ホール混声合唱団や田園フィルハーモニーオーケストラの公演が開催されるなど文化の里でもあり、交流人口の増加や定住化が進む中、学校教育や生涯学習、芸術・文化の面での高度化する住民ニーズに対応できるまちづくりも重要となっています。

3. 持続可能なまちづくりを可能とする「しごと」づくりの推進

本町の西部に立地する岩手流通センターは、昭和45年（1970年）に設立された多業種の企業が集まった卸団地であり、北東北の流通拠点として重要な役割を担っています。また、町内には下田工業団地、西部工業団地、ウエストヒルズ広宮沢等の工業団地も造成され、本町の産業基盤となっています。

しかし、県内各地や圏域内においても新たな造成が進められた結果、本町は県央に位置し交通アクセスにも恵まれているにもかかわらず、用地価格の優位性が低下したことと、町内の用地不足により企業誘致は足踏みに近い状態が続いています。

国が「財政出動」「金融緩和」「成長戦略」からなる経済政策を推し進め、国内の産業用地への需要も上向きとなっていますが、本町でも、東北自動車道の矢巾パーキングエリアと町内の県道、町道をつなぐ、矢巾スマートインターチェンジが平成30年（2018年）3月に供用開始予定となっており、救急医療や物流面、観光交流面での効果が期待されています。こうした状況を踏まえ、新たな事業者が町内へ進出しやすい環境づくりと、創業支援をより一層進めることが必要となっています。

また、本町の主要な産業である農業を取り巻く環境も厳しくなっています。従来より生産基盤の整備を進めておりますが、今後さらに競争力を高め自立した農業経営を進めることも必要となっています。

第2章 基本構想

第1節 基本理念と将来像

1. まちづくりの基本理念

「第7次矢巾町総合計画」を推進するための基本理念を

『希望と誇りと活力にあふれ 躍動するまち やはば』

と定めます。

新たに定住する人や各種機関や産業の進出を、本町のこれからの成長の糧としつつも、町民憲章に掲げる「和といたわりと希望の町」の実現を常に目指し続けます。

2. まちの将来像

「和といたわりと希望の町」の実現を目指し、本町の将来像を以下のとおり定めます。

【1】ひとを豊かに育み見守るまち “将来を担うひとの創造”

少子高齢化やそれに伴う人々の価値観の変化に対応しながら、多様な生活者が生き生きと育ち、生活し、成長することにより、「やはば」に生まれ続ける生活環境の充実を図ることによって、本町の次代を担う「ひと」を創造します。

【2】自然とひとが共生するまち “将来に誇れるまちの創成”

かけがえのない宝である町内の豊かな自然に包まれて、快適で安全な環境を備えることにより、「やはば」に住みたい、住み続けたいと思えるような基盤の整備を図ることによって、本町の次代の生活者に誇れる「まち」を創成します。

【3】持続的な力を蓄え活力あるまち “将来の活力につながるしごとの創出”

産業の活力を持続的に高め続け、豊かな生活環境を維持するまちづくりを進めることにより、「やはば」に住むことが安定した生活を営むことにつながるライフスタイルの確立を図ることによって、本町の更なる発展につながる「しごと」を創出します。

【4】みんなでつくる協働のまち “将来にわたり躍動する力の創生”

本町にかかわるすべての人々がまちづくりに参画できるよう、協働型社会の形成を進めることにより、「やはば」に住むことで幸福感を感じられる、生き生きとしたまちづくりを図ることによって、本町の次代に繋がる「力」を創生します。

第2節 まちづくりの指標

1. 将来人口と構成

本町の総人口は平成22年（2010年）に27,205人となりました。今後、平成31年（2019年）までは増加傾向が続くことが見込まれるものの、計画目標年度の平成35年（2023年）には27,447人に減少すると推計されます。

また、年齢三区分別人口は、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の減少が進む一方で、老年人口（65歳以上）は増加するものと推計されます。

このような状況の中で、住みたくなる居住環境の向上による転入者の増加や、少子化対策及び健康寿命の延伸により年少人口及び老年人口の増加を図るほか、工業団地等の開発と企業誘致を推進することによる雇用環境の向上、更には岩手医科大学及び附属病院関連職員や学生等の本町への定住促進等を積極的に進めることにより、計画目標年度の平成35年（2023年）度には総人口30,000人となるまちづくりを目指します。



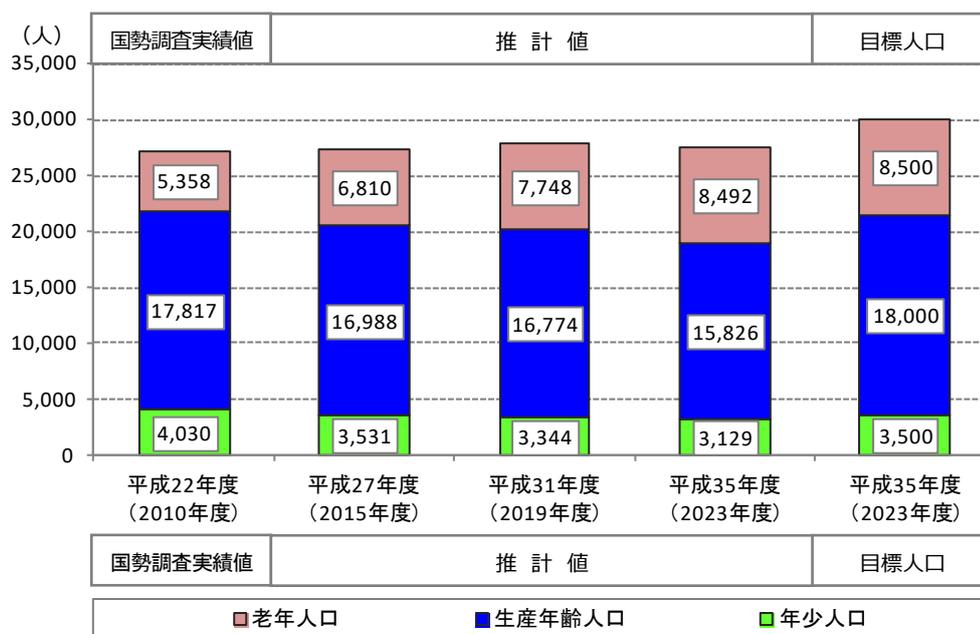
第2章 基本構想

【平成35年（2023年）までの推計人口と、目標人口】

(単位：人、%)

区分	国勢調査実績	推計人口			目標人口
	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成31年 (2019年)	平成35年 (2023年)	平成35年度 (2023年度)
総人口 (人)	27,205	27,329	27,865	27,447	30,000
年少人口 (人) (0～14歳)	4,030	3,531	3,344	3,129	3,500
生産年齢人口 (人) (15～64歳)	17,817	16,988	16,774	15,826	18,000
老年人口 (人) (65歳以上)	5,358	6,810	7,748	8,492	8,500
	14.8 (%)	12.9 (%)	12.0 (%)	11.4 (%)	11.7 (%)
	65.5 (%)	62.2 (%)	60.2 (%)	57.7 (%)	60.0 (%)
	19.7 (%)	24.9 (%)	27.8 (%)	30.9 (%)	28.3 (%)

※推計人口は、現在までの人口動態を基礎にした「統計的な推計手法による算出値」に、既開発地に想定される人口増を含めたものです。



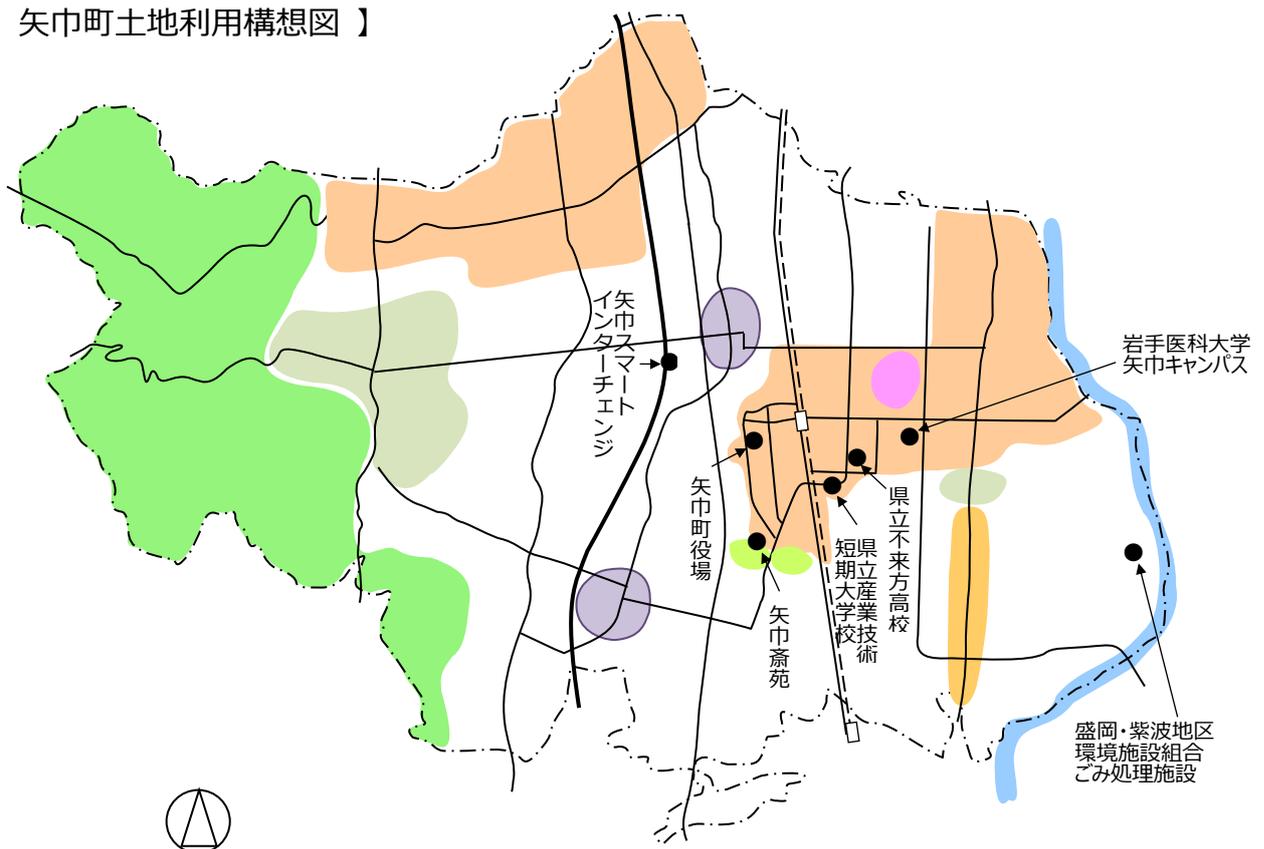
2. 土地利用構想

総面積 67.32km² の本町は、西に奥羽山系の山並みを望み、東に北上川が流れる豊かな自然環境に恵まれ、町域内の 85%は西から東になだらかな傾斜地を形成し、これまで計画的な土地利用計画のもとに均衡のとれた発展をとげてきました。

今後は、総人口 30,000 人を確保するために、都市的土地利用ゾーンにおける宅地供給の推進を積極的に図るほか、岩手医科大学に関連する土地利用計画に適切に対応し、さらにヘルスケアゾーンにおける関連事業者の誘致を図ります。

また、農業的土地利用ゾーンと都市的土地利用ゾーンのエリアとの調整を図りながら、経済情勢の変化に対応した工業エリアの拡充、観光レクリエーションゾーンや公園施設としての土地利用の推進、国道 4 号沿いは沿道サービスゾーンとして位置づけしながら、農・商・工ともにバランスのとれた発展を目指します。

【 矢巾町土地利用構想図 】



	都市的土地利用ゾーン		自然環境保全ゾーン		農用的土地利用ゾーン
	ヘルスケアゾーン		公園ゾーン		農業集落的土地利用ゾーン
	河川環境保全ゾーン		観光レクリエーションゾーン		沿道サービスゾーン

第3節 まちづくりの方針（施策の大綱）

1. 健やかな生活を守るまちづくり

①健康づくりの推進

国や県の健康づくり施策の動向を踏まえ、各種健康づくりの取り組みを、地域や学校、医療機関などとの連携の下、住民と協働で推進することにより、健康寿命の延伸を図ります。

②医療体制の充実

紫波郡医師会・歯科医師会及び盛岡広域医療圏に所属する各関係機関と連携しながら、必要な医療体制の維持に努めます。

③地域福祉・生活福祉の推進

地域福祉活動コーディネーター（CSW：Community Social Worker）を設置し、その育成を図るとともに、マンパワーボランティアの確保、ボランティアグループの育成強化及び活動拠点の充実に努めます。併せて、地域住民と行政、事業者が地域で共に活動するための仕組みづくりを進めるとともに、今後の高齢者増加と認知症の方への支援として、成年後見制度の活用と市民後見人の育成を図ります。

生活困窮者の把握を適切に行い、生活困窮者自立支援制度を踏まえ、いわて県央サポートセンターとの協働により相談支援体制の強化と包括的・継続的な支援を行います。

また、経済問題や健康問題などが複雑なケースのひとり親家庭を対象に、県の支援相談員及び矢巾町社会福祉協議会と連携し、相談窓口の充実を図ります。

④児童福祉の充実

安心して子どもを産み、育てられる環境づくりのため、子育て支援ネットワーク体制の整備を進め、子育てに関する情報提供、乳児家庭訪問等により、育児や子育てに対する支援体制の充実を図ります。

⑤高齢者福祉の充実

高齢者の暮らしに対応する総合的な福祉・介護サービスを推進するとともに、介護状態においても地域で暮らし続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

また、認知症支援体制の整備を進め、認知症の方とその家族が安心して暮らせる地域づくりを進めます。

併せて、高齢者の自立生活と社会参加活動を促進します。

⑥障がい者（児）福祉の充実

国の障がい福祉施策の動向を踏まえ、町内の事業者及び岩手県立療育センターとの連携を図り、障がい者（児）の地域生活を支援します。

⑦ 社会保障制度の充実

国民健康保険制度、後期高齢者医療保険制度、介護保険制度、国民年金制度等の社会保障制度について、住民へ適切な制度の周知を図り、住民が安心して暮らせる制度の維持に努めます。

⑧ 平和の保持と人権保護の徹底

戦争の記憶を次代に伝えるとともに、地域における平和な社会を保つ取り組みに努めます。

また、人権週間などの機会を通じた制度の周知と人権侵害への対応に、人権擁護機関と連携して取り組みます。



2. 時代を拓き次代につながるひとづくり

① 幼児教育・保育の支援

幼児のすこやかな成長につながるよう、幼稚園・保育園と小学校の連携に努めます。

また、保護者に対する経済的な支援として、幼稚園及び保育園の保育料の負担軽減に引き続き取り組みます。

② 学校教育の充実

児童生徒の教育にあたっては、自ら考え、進んで行動するたくましく生きいきとした人間を育てることを目指し、家庭、地域社会、学校が一体となって教育環境の充実を図るとともに、学校適応支援員や特別支援教育支援員を継続的に配置します。

また、本町児童生徒の学力向上を積極的に推進するとともに、老朽化が進む学校施設の整備に努めます。

なお、適切な学校教育環境の確保に向けた学区の見直しについては、行政区の再編に併せて住民との協議に基づき検討します。

③ 青少年の健全育成

都市化の進展が進む中、青少年が健全に成長できる環境の確保に努めます。

また、学校との連携により家庭教育支援を強化するとともに、青少年の各種体験活動の充実による心身のリフレッシュを図る場の提供に努めます。

④ 生涯学習の充実

学習意欲のある住民のニーズに対応するために、サークル活動やボランティア活動への支援を行うとともに、ライフスタイルの多様化や生活の多忙化等により学習活動を行っていない住民の生涯学習活動への参加を促進します。

地域課題解決のための学習実践活動を支援し、地域づくり型生涯学習の推進に努めます。

老朽化が進む町公民館の適切な維持管理を図るとともに、社会教育活動の充実に努めます。

また、住民ニーズに応える図書サービスの更なる充実に努めます。

⑤ スポーツ・レクリエーション環境の充実

矢巾町体育協会及び総合型地域スポーツクラブへの支援を行い、生涯スポーツ活動を推進するほか、町民スポーツ大会等の事業を通じ、スポーツ活動、住民の健康づくりやコミュニティの醸成に努めます。

また、社会体育施設の充実と利用促進の検討及び適切な維持管理に努めます。

⑥ 芸術・文化活動の推進

芸術文化団体への長期的な支援と育成を継続するとともに、住民参加型の活動の強化を図ります。

また、住民の芸術鑑賞に係るニーズを把握し、田園ホールの特徴を活かした活動を展開し、芸術文化活動に関する情報提供や情報発信を積極的に行います。

第2章 基本構想

⑦文化財の保護と活用

国指定史跡徳丹城跡をはじめ貴重な文化財を適切に保存、活用するとともに、文化財の価値と保護の重要性について理解を深め次世代に伝えるため、児童生徒や住民への学習機会の提供を図ります。

また、本町には未指定の文化財が多くあるため、文化財調査を計画的に行い、実態把握に努めるとともに、町指定文化財に指定するなどの保護を図ります。

⑧地域間交流・国際交流の推進

国内における地域間交流の研究と検討を進めます。

また、国際感覚の豊かな人材の育成と友好都市をはじめとする諸外国との交流を充実させるとともに、本町に居住する外国人との交流を行うなど、国際交流の推進を図ります。



3. 利便性と発展性を高めるまちづくり

①適切な土地利用とまちづくりの推進

自然環境や生活環境に配慮したまちづくりを推進するとともに、本町の産業や経済の発展形態を見据えた土地利用の方向性を定め、都市基盤の整備を図ります。

また、中心市街地の都市機能の整備を目指します。

②道路整備の推進

老朽化の進んでいる道路施設の更新及び身近な生活道路の整備に向けた計画的な対応を図りつつ、住民との連携による「協働の道づくり」を積極的に推進します。

また、矢巾スマートインターチェンジや町内の国・県道と町道が効果的に結ばれるよう、一体的な整備を推進します。

③河川整備の推進

国や県に対し一級河川の整備促進を要望するとともに、災害時における関連機関との連携体制を強化します。

また、河川の適切な維持管理に努めるとともに、地域住民との協働による河川環境の保持を図ります。

④公園の整備と緑地の保全

老朽化が進む公園施設の計画的な修繕と更新を行うとともに、地域に根差し、利用者に親しまれる公園となるよう地域との協働により適切な管理体制を構築します。

⑤公共交通の利便性の向上

公共交通機関と連携し、住民ニーズの変化に対応した交通ネットワークの構築に努めるとともに、今後増加が予想される、自らの移動手段が限られる交通弱者に配慮した公共交通の利便性の向上を図ります。

4. 快適性と安全性を高めるまちづくり

①適切な住宅の供給

町営住宅の適切な維持管理に努めるほか、民間事業者による適切な住宅供給のため、必要な監督と指導を行うとともに、空き家対策に努めます。

②上水道の適切な運営管理

アセットマネジメントの強化により、適切な水道施設の維持管理と更新を実施し、水道施設の布設替えと耐震化に向けた水道施設整備計画（水道事業ビジョン）に基づき安心安全で持続的な水道事業を堅持します。

③下水道の整備

公共下水道の長寿命化を図るとともに、汚水管の概成に向け必要な整備の実施と適切な雨水対策を推進します。農業集落排水は必要な機能診断と強化を図り、併せて汚水処理施設の更新を検討します。

水洗化率向上のため未接続箇所への接続を促進するとともに、料金体系と水準の適切な見直しを図ります。

なお、浄化槽区域については設置の促進を図ります。

④消防・救急体制の充実

本町の市街地の規模に対応した常備消防体制の強化を図ります。併せて、消防団組織の機能拡充による非常備消防の強化と、防火水槽や消火栓の設置を推進します。

また、医療機関を含めた広域市町との連携により、緊急時の救急体制の維持を図ります。

⑤防災対策の充実

過去の大雨洪水被害の教訓から、本町独自に河川監視システムの整備を推進するほか、避難所施設の充実と併せ、災害情報の適切な伝達手段を検討します。

また、町内コミュニティ組織で構成される自主防災会の拡充と支援を行います。

⑥防犯対策の充実

都市化の進展に伴う犯罪増加の未然防止に向けた警察組織や防犯関連団体との連携強化を図るとともに、住民主体の防犯活動を推進します。

⑦交通安全対策の充実

住民の交通安全意識の高揚と知識の普及を図るとともに、交通指導隊や各地区の交通安全協会・交通安全母の会等の関連組織の活動に対する支援を継続します。

⑧消費者の保護

高齢者への悪質商法や振込詐欺等の特殊詐欺の防止に努めるほか、消費者を保護する活動を推進します。

⑨コミュニティの活性化

人口減少が進行する地区でのコミュニティ組織の機能を維持するための取り組みを支援します。

5. 産業の活力を高めるまちづくり

① 農林業の振興

本町の主要な産業である農林業の振興に向け、適切な農業基盤の整備と農業経営の近代化を促進します。

また、自立した農業者の育成を支援するとともに、農産物のブランド化や6次産業化及び特産品開発を支援します。

② 商業環境の充実

矢幅駅周辺における商業集積施設の整備の支援による中心市街地の賑わいづくりを推進します。

岩手医科大学及び附属病院のもたらす経済効果を最大限活用し、ヘルスケア関連事業等の新たな産業群の創出を図ります。

③ 工業の振興

既存の工業団地への企業誘致と併せ、新たな産業用地の確保を検討するとともに、矢巾スマートインターチェンジの設置効果を活かした企業誘致を推進します。

また、立地企業と地元企業の連携、創業支援に努めます。

④ 観光まちづくりの推進

豊かな自然環境や歴史・文化など魅力ある観光資源を一体的に活用した、日帰りレクリエーションを主とした体験交流型の観光を推進します。

⑤ 勤労者への支援の充実

地元就労の場の確保を図るとともに、企業間連携による産業振興や農商工連携、及び新たな産業群の創出による雇用機会の拡大に努めます。

また、本町に立地する企業等への安定的かつ適切な就労に向け、若年層への就労支援を強化します。

6. 豊かな生活環境を守るまちづくり

①循環型社会の形成

省資源、省エネルギー、ゼロエミッション、3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動など、地域特性に合わせた循環型社会の形成に向けた取り組みを推進します。

また、地球環境に優しい自然エネルギーの活用を促進します。

②環境保全と環境美化の推進

町内河川等の水質検査、臭気測定及び騒音測定等を定期的を実施し、必要に応じ適切な指導等を行うとともに、公共施設等の放射能の空間線量の測定及び、学校給食や農畜産物の放射性物質濃度の測定を継続するなど、環境保全に向けた取り組みを推進します。

町内の清掃活動を継続しつつ、不法投棄パトロールを強化することでごみのない住み良い環境づくりを地域住民や関係機関との連携により推進するほか、国や県の施策と連携し、有害鳥獣による被害防止も図りつつ、動物との共存を目指し調和のとれた環境づくりを推進します。

また、本町に広く残る水田風景や農村景観の保全に努めるとともに、市街地においては緑のある景観づくりを推進します。

③環境衛生の充実

住民への3R運動を展開するとともに、事業系ごみの減少を促進します。

また、ごみ処理、し尿処理施設の広域化を検討・推進します。

老朽化が進む矢巾斎苑の計画的な維持管理に努めるほか、指定管理者制度を活用した民間による火葬場の管理運営を継続します。

7. 安心と信頼が寄せられる行政経営

① 住民協働のまちづくり

住民ニーズを踏まえた行政運営を行う上で、住民と行政が一体となった企画立案による各種施策を推進します。

また、若者から高齢者までの幅広い年代層の住民ボランティア活動への参画を促進するとともに、住民ニーズの高まりに合わせ、NPO 団体の活動を支援します。

② 男女共同参画社会の推進

地域や家庭での身近な男女共同参画を推進するとともに、家庭における育児や介護等からの女性の負担軽減を支援します。

また、住民と行政の協働や社会参加において、女性が活躍する機会の増加を促進します。

③ 広報・広聴の充実

住民と行政の協働を推進するため、広報・広聴活動のさらなる充実に向けた広報誌の活用と、町ホームページの情報発信力の強化を図り、住民からの意見や要望・ニーズを積極的に把握する体制の強化に努めます。

また、岩手医科大学や附属病院移転に伴う交流人口の増加に対応するため、情報通信の高度化を促進し、町内の観光やイベント情報などの情報発信に努めます。

④ 適切な行財政経営の推進

住民の信頼に応えるべく、新人事制度に対応した仕組みを構築し、職員の適切な人事管理と行政に求められる課題に柔軟に対応できる人材育成及び効率的な行政機構づくりに努めます。

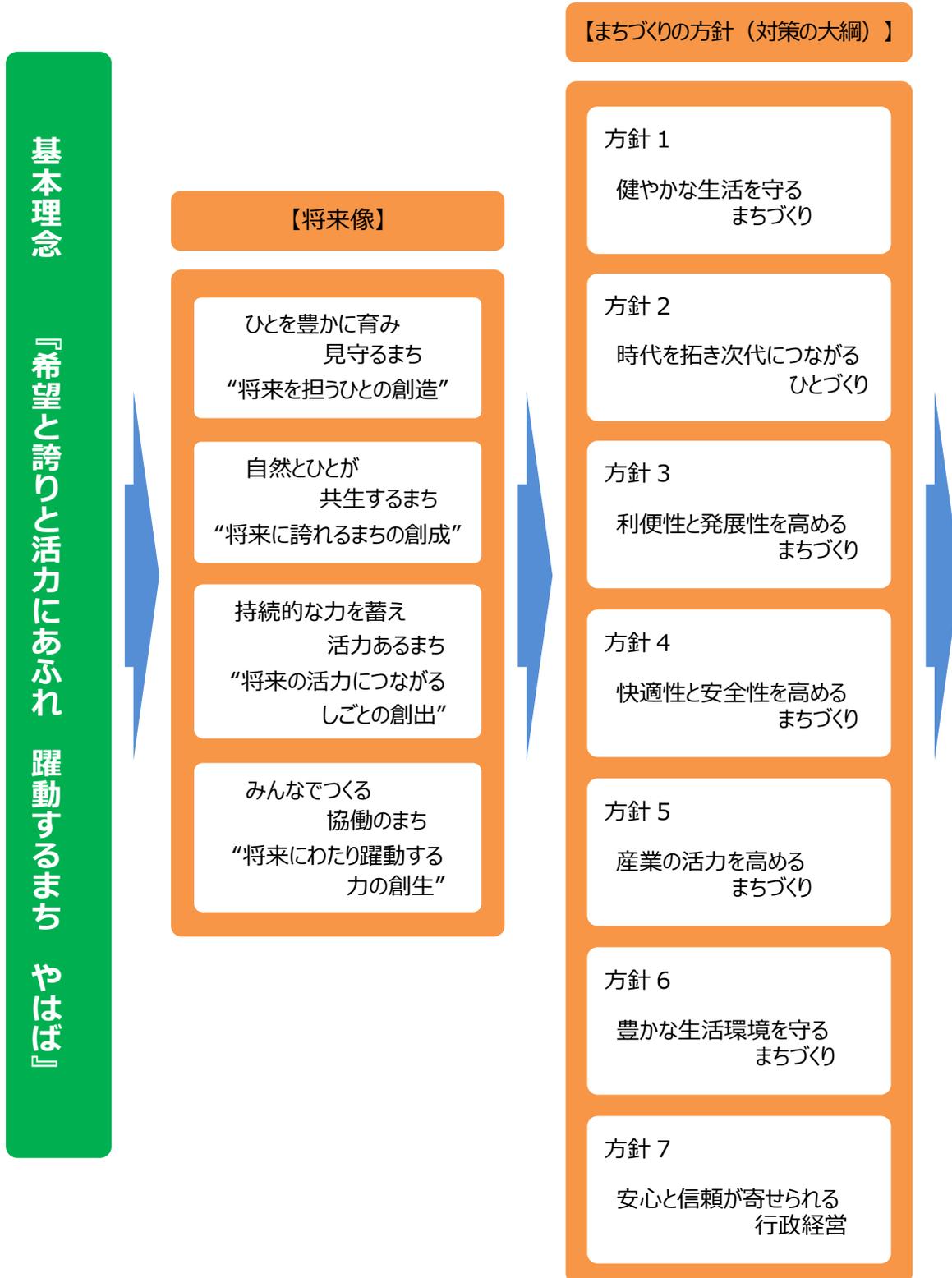
行政の情報化推進に合わせ、情報セキュリティと情報保護などの観点から、各種情報システムに係るセキュリティ対策の強化を図ります。

また、財政の健全化を第一に考え、事業執行に当たり起債に頼ることなく、財政規律の堅持による健全経営に努めます。

⑤ 広域連携の推進

共通する行政課題に対し、盛岡広域振興局管内3市5町で構成する盛岡広域首長懇談会をはじめとし、関係市町と連携した取り組みを推進します。

第4節 施策の体系



【施策の体系】

方針1 健やかな生活を守るまちづくり

- ①健康づくりの推進
- ②医療体制の充実
- ③地域福祉・生活福祉の推進
- ④児童福祉の充実
- ⑤高齢者福祉の充実
- ⑥障がい者（児）福祉の充実
- ⑦社会保障制度の充実
- ⑧平和の保持と人権保護の徹底

方針2 時代を拓き次代につながるひとづくり

- ①幼児教育・保育の支援
- ②学校教育の充実
- ③青少年の健全育成
- ④生涯学習の充実
- ⑤スポーツ・レクリエーション環境の充実
- ⑥芸術・文化活動の推進
- ⑦文化財の保護と活用
- ⑧地域間交流・国際交流の推進

方針3 利便性と発展性を高めるまちづくり

- ①適切な土地利用とまちづくりの推進
- ②道路整備の推進
- ③河川整備の推進
- ④公園の整備と緑地の保全
- ⑤公共交通の利便性の向上

方針4 快適性と安全性を高めるまちづくり

- ①適切な住宅の供給
- ②上水道の適切な運営管理
- ③下水道の整備
- ④消防・救急体制の充実
- ⑤防災対策の充実
- ⑥防犯対策の充実
- ⑦交通安全対策の充実
- ⑧消費者の保護
- ⑨コミュニティの活性化

方針5 産業の活力を高めるまちづくり

- ①農林業の振興
- ②商業環境の充実
- ③工業の振興
- ④観光まちづくりの推進
- ⑤勤労者への支援の充実

方針6 豊かな生活環境を守るまちづくり

- ①循環型社会の形成
- ②環境保全と環境美化の推進
- ③環境衛生の充実

方針7 安心と信頼が寄せられる行政経営

- ①住民協働のまちづくり
- ②男女共同参画社会の推進
- ③広報・広聴の充実
- ④適切な行財政経営の推進
- ⑤広域連携の推進